

第1章 木造天守復元の概要

(1) 計画策定の目的

■ 史跡の指定と保存活用計画

慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された名古屋城は、明治維新後、陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年(1932)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡の指定を受けた。

特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともにより一層の魅力の向上を図るため、今後の保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要があることから、平成30年5月に『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』を策定した。

特別史跡の指定に係る告示内容は、以下のとおりである。

■ 特別史跡指定

昭和27年3月29日(文化財保護委員会告示第34号)

文化財保護法第六十九条第二項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した。

説明 尾張を領した徳川義利(のち義直)の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。工は慶長十五年一月に起り、未年に至って終えたものの如く、元和二年四月、義利は駿府からここに居を移した。爾後歴代ここにあり、海道を押えとして重きをなし、以て明治維新に至った。城地は北から西にわたりて低地をめぐらす平地を占めていて、南面を底とする梯形状を呈し、その北西部にあたって低地を背面とした広大な中枢部を置いている。即ち空濠をめぐらし、大手、搦手の虎口に馬出を構えた本丸を守って、その西から北にかけて御深井丸、塩蔵構を、西から南にかけて西之丸を配し、東から南東に二三丸を置き、大小天守台、墨濠には堅固な石垣を築いている。而して二之丸の東に接して御屋形があり、これらの地域の外郭としてあたかも前面を覆うが如くに南部に三之丸の広大な一劃が設けられ、土壘を築き、空濠をめぐらしている。今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枡形、馬出、墨濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。

(出典:「特別史跡名古屋城跡 指定説明文」(昭和27年(1952))より)

■ 本丸整備基本構想

名古屋城は、明治初期、全国の城が廃城されていく中、姫路城とともに日本の城郭の見本であるとして永久保存されることとなった。中でも本丸は、近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴である。残念ながら、戦災により天守や本丸御殿をはじめ多くの建造物が焼失してしまったが、先人たちの努力により豊富な史資料が残されており、往時の姿に復元することが可能であることから、令和3年3月に策定した『本丸整備基本構想』において、先に復元した本丸御殿や現存する隅櫓、門などの適切な維持管理と修復整備ほか、将来的には復元が可能なものは段階的に復元することで、江戸期の本丸の姿を現代に再現するとした。

■ 木造天守整備基本計画の策定

近年の本丸では西南隅櫓の修復整備、本丸御殿の復元などを進めてきており、現在は搦手馬出周辺石垣の解体・修復を行っているところである。次の整備として計画し、基本構想を策定した天守の木造復元において、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣等遺構の適切な保存による史跡の良好な維持と後世への確実な継承とともに、史実に忠実な復元による史跡の本質的価値向上とより一層の理解促進を図るため、木造天守整備基本計画を策定する。

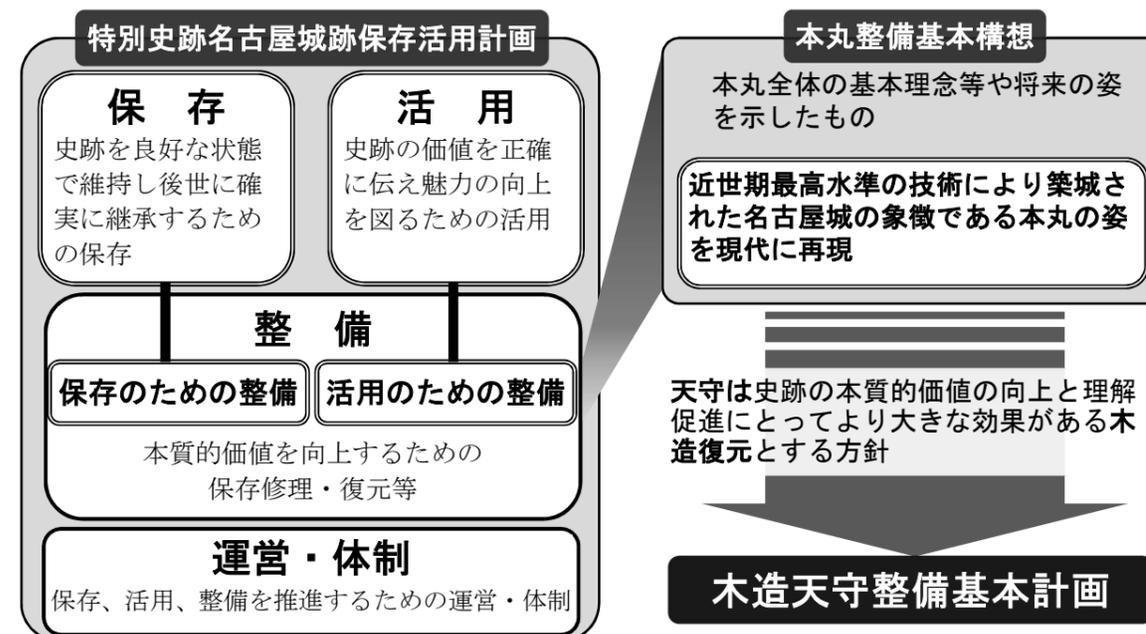


図-1.1.1 計画の位置付け

(2) 特別史跡名古屋城跡の概要

① 特別史跡名古屋城跡の概要

名古屋城は平地に築かれた平城であり、四方を空堀で囲んだ本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式である。西之丸西側から御深井丸・二之丸の北側にかけての二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。各曲輪は方形で直線状と単純であるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

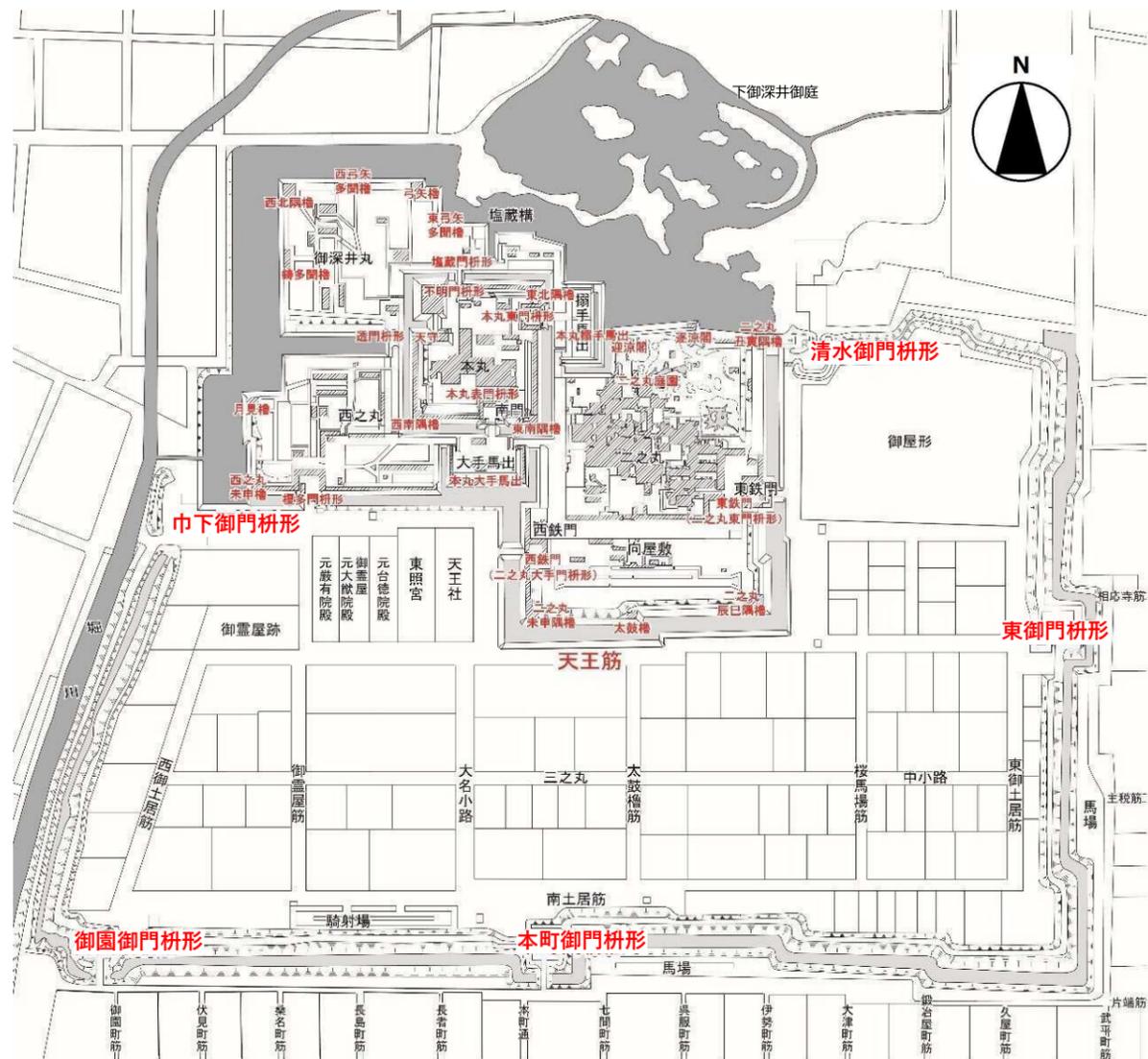


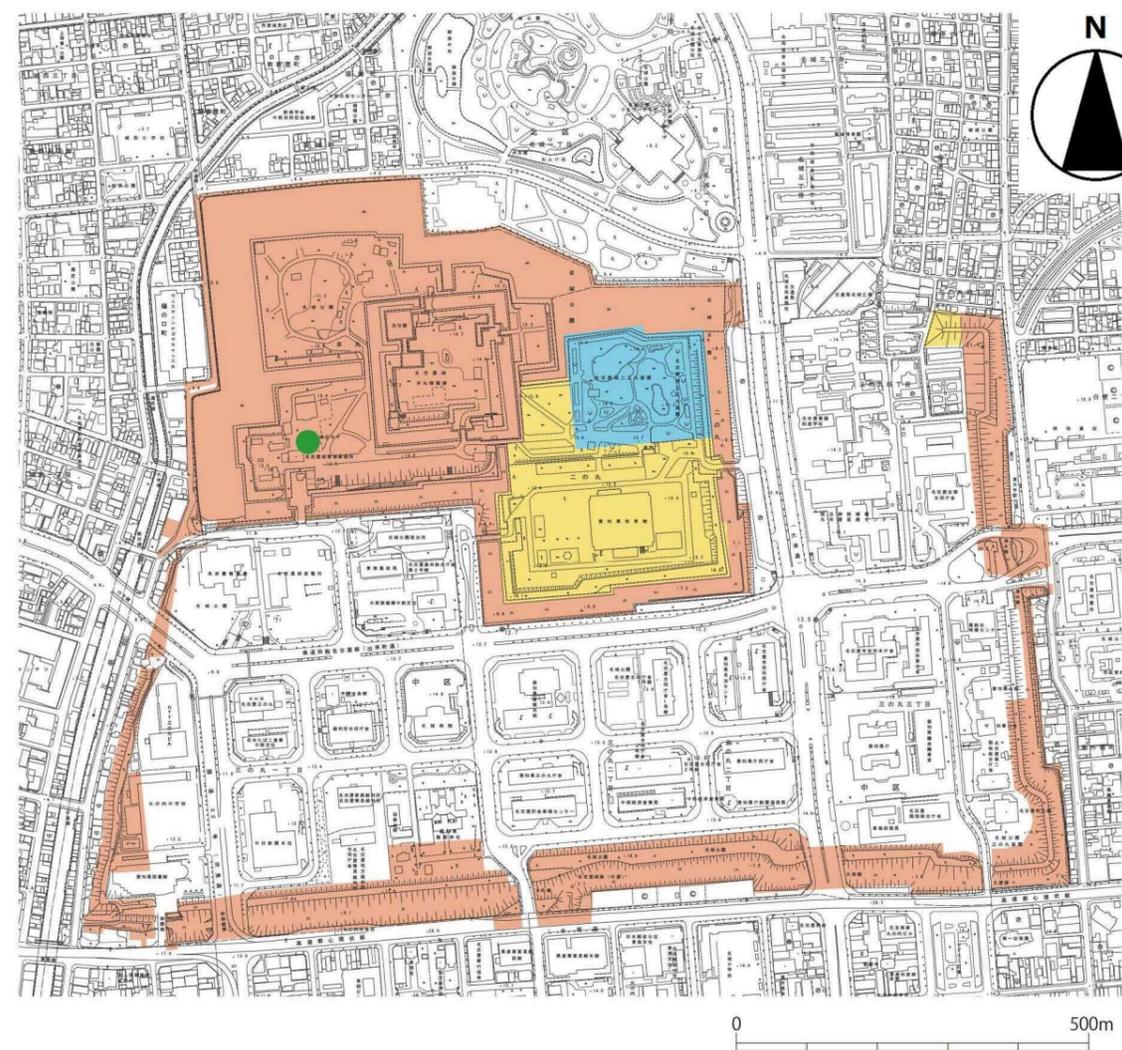
図-1.2.1 名古屋城全体図

② 特別史跡指定の状況

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定ときに地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、一部、指定範囲の境界が不明瞭な部分がある。

また、二之丸内については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会(平成13年より文化審議会)から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。三之丸北東部の土塁も未告示となっている。



特別史跡指定範囲 名勝指定範囲 史跡範囲(未告示) 天然記念物

図-1.2.2 特別史跡指定範囲

③ 名古屋城中心部の配置図

名古屋城では明治期の陸軍による建造物の撤去や太平洋戦争による焼失、他の災害等によって多くの建造物等が失われた。

しかし、現在においても、現存する櫓、門、旧本丸御殿障壁画などの重要文化財や、近世を代表する城郭庭園である名勝二之丸庭園、天然記念物である名古屋城のカヤなどがあり、数多くの文化財が併存している。陸軍省の所管であった明治期に建てられた乃木倉庫は、歴史的価値をもつ近代遺構として、国登録有形文化財に登録されている。

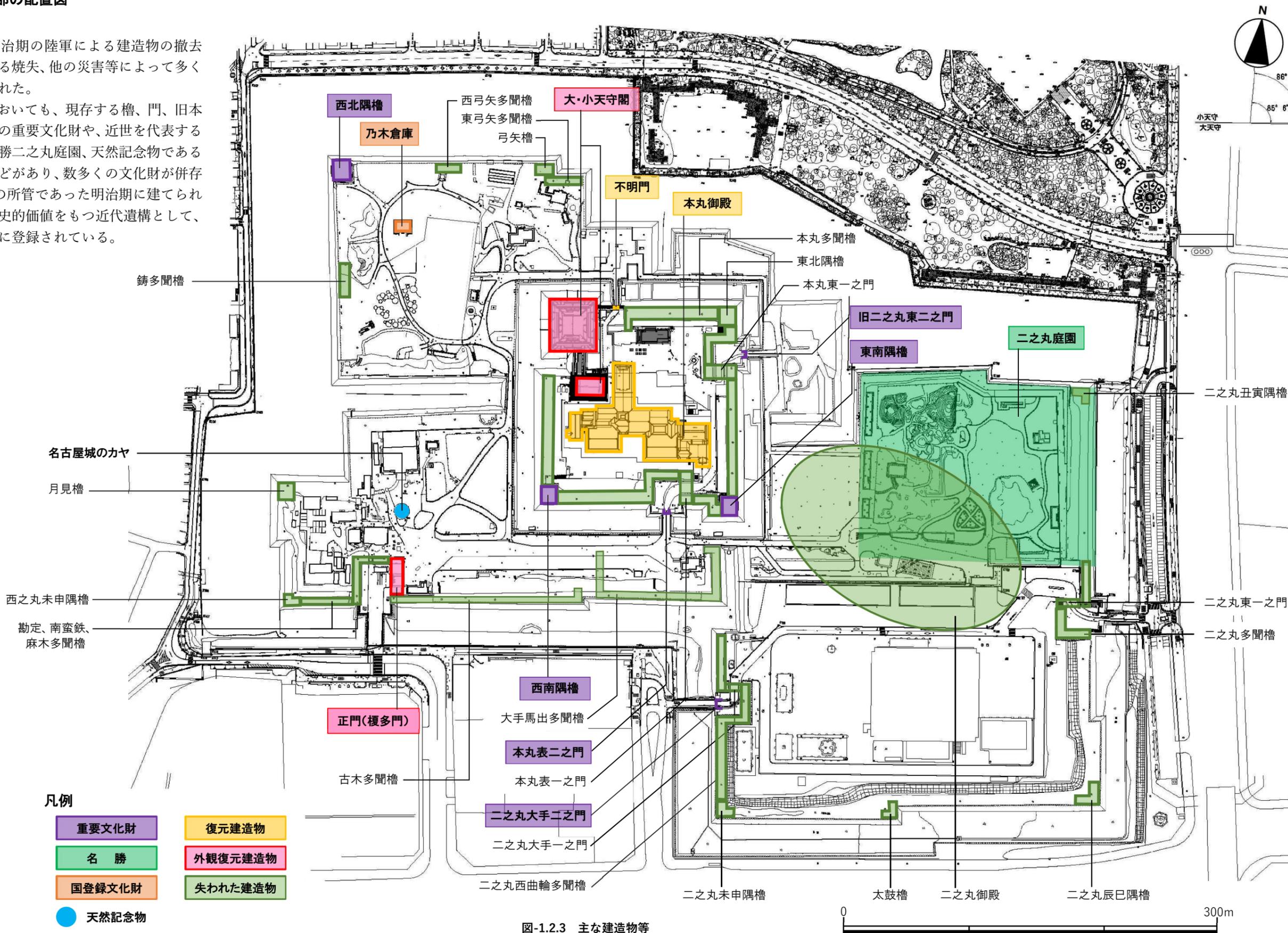


図-1.2.3 主な建造物等

④ 名古屋城の歴史

■ 近世(藩政期:慶長5年(1600)~明治5年(1872))

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は子の義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、慶長15年(1610)諸大名20名を動員した公儀普請により築城が開始された。城の地割である縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枅形門を駆使したものとした。石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当した。作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、慶長17年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成、元和元年(1615)には後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿が築かれ、その北側に寛永5年(1631)二之丸庭園が築かれた。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

こうして築かれた名古屋城では、藩政期を通じて、城内の整備、改修が行われた。本丸では、寛永11年(1634)の將軍家光の上洛に際して御殿が増設され、天守でも、宝暦期には天守台石垣の沈下により傾いた天守の大規模な修理が行われた。二之丸においても、庭園、御殿の改変がなされるなど、藩政期を通じて姿を変えていったことも記録に残されている。

なお、城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われ、現代までつづく名古屋の都市形成の起点となった。

■ 近代(陸軍期:明治5年(1872)~明治26年(1893))

明治維新により明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となった。本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。

こうした中、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

■ 近代(離宮期:明治26年(1893)~昭和5年(1930))

名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。離宮としての利用に伴い、御殿周辺では、建物の増築等がいくらか行われたが、大規模な改変はなされていない。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

■ 近代(市営期:昭和5年(1930)~昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史跡 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

このように名古屋城は文化財としての価値を認められるも、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

■ 現代(市営期:昭和20年(1945)~)

戦後の昭和25年(1950)文化財保護法施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門が重要文化財に指定された。旧本丸御殿障壁画は昭和25年と昭和30年(1955)、昭和31年(1956)に重要文化財指定を受けた。また、昭和50年(1975)には二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門が重要文化財指定を受けている。

史跡指定地は昭和27年(1952)に特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。翌年の昭和28年(1953)には二之丸庭園北御庭の一部と前庭が名勝に指定され「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和52年(1977)には二之丸内と三之丸北東の土塁が文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。また、平成30年(2018)には二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

昭和34年(1959)市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。また、平成21年(2009)1月には本丸御殿の復元工事に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

(3) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画

特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的に『特別史跡名古屋城跡保存活用計画(平成30年5月)』を策定した。

① 本質的価値

■ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城郭である。

名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は近世城郭完成期の築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

■ 現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてももうかがうことができる。

また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

■ 現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。

② 構成要素

特別史跡名古屋城跡は様々な要素から構成されているが、それらは特別史跡名古屋城跡を構成する要素と特別史跡名古屋城跡の周辺地域を構成する要素に大別でき、以下の表-1.3.1に整理した。

「(I)本質的価値を構成する諸要素」のうち、「近世に形成された諸要素」については藩政期を通して名古屋城を構成してきた遺構とし、「補完する諸要素」については往時の名古屋城を知ることができる史料や遺物などとした。

「(II)本質的価値の理解を促進させる諸要素」については復元建造物、「(III)歴史的経緯を示す諸要素」については近代以降に形成された要素ではあるものの名古屋城の歴史的経緯を示すもの、その他については「(IV)その他の諸要素」とした。

また、「(V)名古屋城に関連する諸要素」については、城下町など周辺地域を構成する名古屋城との歴史的な関連性が高い諸要素とした。

表-1.3.1 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

区分		諸要素			
特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素	(I)本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	曲輪 土塁 二之丸庭園 天守礎石	虎口(枳形) 堀(空堀、水堀) 建造物等(櫓、門、塀など) 名古屋城のカヤ	石垣 地下遺構(旧地形・造成地形を含む) 井戸
		補完する諸要素	旧本丸御殿障壁画、金具類、旧本丸御殿欄間破片、史料(文献、絵図、古写真、実測図など)		
	(II)本質的価値の理解を促進させる諸要素	復元建造物(本丸御殿、不明門) 外観復元建造物(天守閣、正門(榎多門))			
	(III)歴史的経緯を示す諸要素	近代に形成された諸要素	石垣・土塁・堀	地下遺構	乃木倉庫
	(IV)その他の諸要素	茶席、名古屋鉄道瀬戸線跡、石碑、井戸など 展示施設(御深井丸展示館) 案内板、説明板、植栽、動物 便益・休憩施設(便所、休憩所など) 管理施設(名古屋城総合事務所など)			
周辺地域を構成する諸要素	(V)名古屋城に関連する諸要素	名城公園北園、三之丸庭園、橋、徳川園、地下遺構など 案内板、説明板 便益施設(駐車場など) 堀川 寺社			

③ 保存活用の基本方針

保存	名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。
活用	往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させる。
整備	本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、本質的価値を向上するための保存修理・復元等 [※] を計画的に行う
調査研究	調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。
運営体制	特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

※『特別史跡名古屋城跡保存活用計画 平成30年5月』において、基本方針における『整備』については、『本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う』とされているが、ここでは具体的に「保存のための整備・活用のための整備」は、「本質的価値を向上するための保存修理・復元等」として整理した。

④ 各基本方針の方向性

保存活用計画における各基本方針の方向性と各地区の整備の考え方を以下の通り、整理した。

【保存の方向性】

- 計画が示す保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う
- 計画が示す植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う

【活用の方向性】

- 適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える
- 展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

【整備の方向性】

- 名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承する「保存のための整備」を行う
 - 現存遺構等の適切な修復整備により、往時の名古屋城の姿を伝える遺構等を後世へ継承する
 - 適切な植栽整備により、城跡にふさわしい風致を整える
- 名古屋城の歴史的価値をわかりやすく伝え、さらなる魅力を高める「活用のための整備」を行う
 - 失われた石垣・土塁・堀・建造物等の復元整備等により、往時の名古屋城の姿の理解を促進させる
 - 展示施設・説明板の整備により、名古屋城の歴史や価値をわかりやすく伝える
 - 便益施設等や園路・安全柵等の施設の整備により、利便性と安全性の高い観覧環境を整える

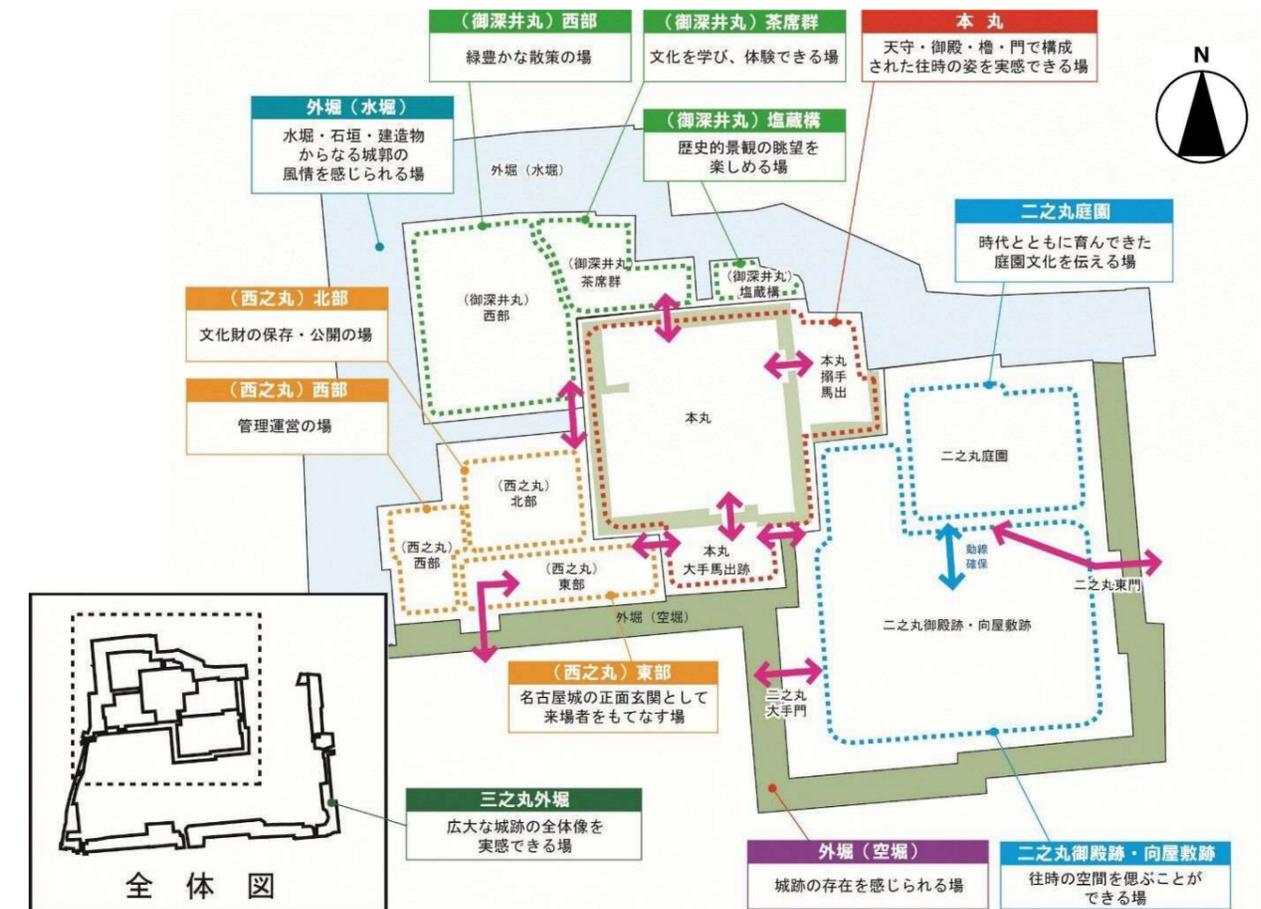


図-1.3.1 各地区の整備の考え方

(4) 本丸整備基本構想

特別史跡名古屋城跡保存活用計画で整理した整備の方向性を踏まえ、将来の本丸の姿を示すことを目的に『本丸整備基本構想（令和3年3月）』を策定した。

① 基本理念

近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴である本丸の姿を現代に再現する

- 明治初期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する
- 本丸を構成する現存する石垣、建造物等の適切な保存管理と現存しないものの段階的な復元等により、本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする

② 基本方針

ア 現存する遺構及び建造物等の適切な保存

- 現存する石垣等の遺構や建造物等の適切な維持管理と修復整備により、確実に後世へ継承する

イ 改変された遺構や焼失建造物等の復元

- 明治以降の改変や戦災等によって失われた石垣、土塁等の遺構、建造物等について、遺された史料に基づき、それぞれの特徴を伝えられる姿で復元する

ウ 近世城郭の中枢部を体感

- 天守、御殿をはじめ、隅櫓、多間櫓、門、内堀、石垣、馬出、虎口などで構成された本丸全体の空間構成を実感することで本丸の役割や機能の理解につなげる
- それぞれの遺構・建造物等の幕末までの変容の経過についても丁寧に解説し、本丸の空間構成の歴史的変遷の理解との両立を図る

エ 復元建造物を中心とした活用の展開

- 復元等に伴う調査研究の進展や復元過程を広く観覧者に公開し、先人の知恵や伝統木造建築技術に触れ、学び、継承する機会を提供する
- 常時公開の観覧にとどまらず、復元建造物を利用した歴史を体感する催事の開催など体験型の活用を積極的に展開する

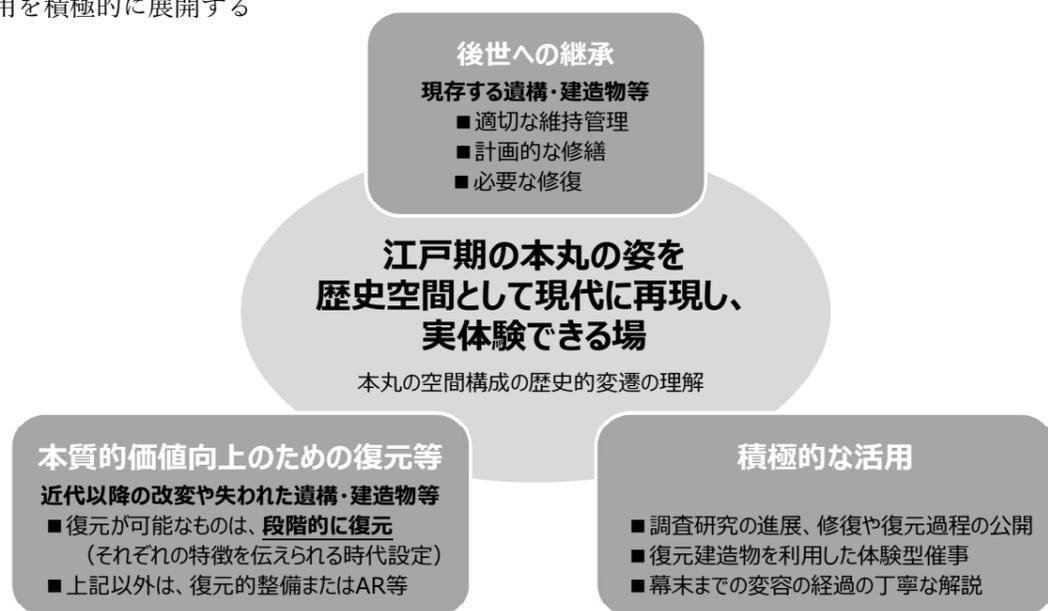


図-1.4.1 基本方針のイメージ

③ 整備構想

ア 保存修理等

本丸表二之門、東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で、計画的に修復整備を行う。現在実施しているものを早急に行うほか、劣化状況に応じた適切な計画を立て、整備を進める。

■ 本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備（整備中）

- ・孕み出しが見られた石垣を平成14年度（2002）から修復整備しており、解体まで終えている。現在、積み直しの方針等の検討を進めており、今後、調査成果を踏まえ積み直しを行う

■ 東南隅櫓の修復整備

- ・劣化状況や耐震診断を実施し、保存状況に応じた適切な修理計画を策定した上で、修復整備

■ 西南隅櫓の計画的な維持修繕

- ・日常の維持管理を適切に行うとともに、計画的に修繕

■ 本丸表二之門の修復整備

- ・令和2年度（2020）に耐震診断を実施し、概ね良好と結果が得られているが、劣化の状況に合わせた劣化状況に合わせた大規模修繕が必要である。適切な修復計画を策定した上で土塀とともに修復整備

■ 旧二之丸東二之門の計画的な維持修繕

- ・日常の維持管理を行うとともに、計画的に修繕
- ・将来的には、本来の位置である二之丸東二之門跡への移設を検討

イ 復元等

すでに木造復元した本丸御殿に続けて、復元根拠資料が豊富で史実に忠実に復元できる天守をはじめ、東北隅櫓、本丸表一之門、本丸東一之門、二之門、本丸多間櫓の段階的な整備を進める

■ 本丸御殿の復元整備

- ・焼失前と同等の歴史的文化的価値を有する建物を再現するよう、旧来の材料・工法による旧状再現を原則とし、これに現代の技術や生産事情、活用方法や維持管理も考慮して整備
- ・工事は平成21年（2009）に着手され、全体を3期に分けて建造物の整備を行い、平成30年（2018）に完了、一般公開中
- ・障壁画の復元模写ならびに彫刻欄間、飾金具等の復元製作を実施
- ・復元時代は将軍の上洛に伴う上洛殿が増築され、本丸御殿の格式が最も高まった寛永期（1624-1644）

■ 天守の整備

- ・『(5) 天守整備基本構想』による

■ 東北隅櫓の復元整備

- ・東北隅櫓の整備により、東南隅櫓、西南隅櫓及び西北隅櫓の四つの隅櫓がすべてそろい、本丸の防備を実感することが可能
- ・精密な昭和実測図やガラス乾板写真に記録されていることに加えて、金城温古録等を十分に活用することで史実に忠実な復元が可能
- ・発掘調査や資料調査を行い、櫓台下の樹木や周辺施設の整備を含めて、復元整備を検討
- ・整備にあたっては石垣の現況調査を行い、石垣の保存に影響を与えない工法を検討することが必要

■ 本丸表一之門、本丸東一之門、二之門の復元整備

- 大手と搦手の枳形を構成していた重要な門
- 一之門と二之門が揃うことにより、厳重な枳形門の構造・機能の理解が容易
- 精密な昭和実測図やガラス乾板写真に記録されていることに加えて、金城温古録等を十分に活用することで史実に忠実な復元が可能

■ 本丸多間櫓の復元整備等(具足多間、鍵多間、旗多間、荒和布多間、糺多間)

- 隅櫓をつないでいた多間櫓の復元整備は、城郭の歴史的景観形成に効果的であり、城跡の理解を深めることが可能
- 外観の映る古写真や金城温古録の記載はあるが、昭和実測図のような精密な記録はなく、今後の調査成果を踏まえ、整備手法を検討
- 整備にあたっては遺構の保存を前提として、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存に悪影響を及ぼさない工法を検討

■ 本丸大手馬出の整備

- 本丸表門枳形の外側に設けられた馬出であり、枳形と組み合わせられた強力な虎口の機能について理解を深めることができるが、復元すると車両の通行に影響が出るため慎重に検討
- 発掘調査により堀や石垣の遺構が確認できる可能性有
- 古写真や金城温古録の記載はあるが、精密な記録はなく、今後の調査成果を踏まえ、整備手法を検討

なお、本丸地区における復元整備の検討対象は、復元の根拠資料の残存状況から、次のように整理できる。

【精度の高い復元が可能な建造物等】

天守、本丸御殿、東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門、二之門は、根拠資料として、昭和実測図、ガラス乾板写真、金城温古録が揃い、内部空間まで含めて精度の高い復元ができる。

【復元手法等の検討が必要な建造物等】

本丸多間櫓や本丸大手馬出については、金城温古録に記載はあるものの、精密な記録はないため、古写真や今後の調査の成果も踏まえて整備手法の検討が必要である。

④ 本丸整備の事業展開

本丸の中心的建造物である天守について、戦後の再建後、現天守閣の果たしてきた役割を踏まえた耐震改修による延命化と木造天守復元の意義を比較衡量した結果、本丸整備の基本理念である江戸期の本丸の再現を大きく進め、史跡の本質的価値の向上と理解促進にとってより大きな効果が期待できることから、天守を木造で復元する。

現天守閣については、名古屋城の歴史の重要な一部として、その記録と記憶を後世に継承するための取り組みを行うこととする。

また、現在、搦手馬出は孕んだ石垣の解体を終え、積み直しと全体の修復に向けて事業を進めており、表二之門についても今後の修復に向けた調査研究に取り組んでいるところである。

さらに東南隅櫓の修復、将来の東北隅櫓の復元、多間櫓等の復元等に向けた調査研究に取り組むなど、江戸期の本丸を再現するべく継続的に調査研究、整備計画の検討を進める。

石垣については、名古屋城石垣保存方針に基づき、適切に保存管理を行うとともに、必要に応じた修理(復旧)を検討する。あわせて、石垣に対する調査研究を推進し、それに基づいた教育普及事業を継続的に行う。

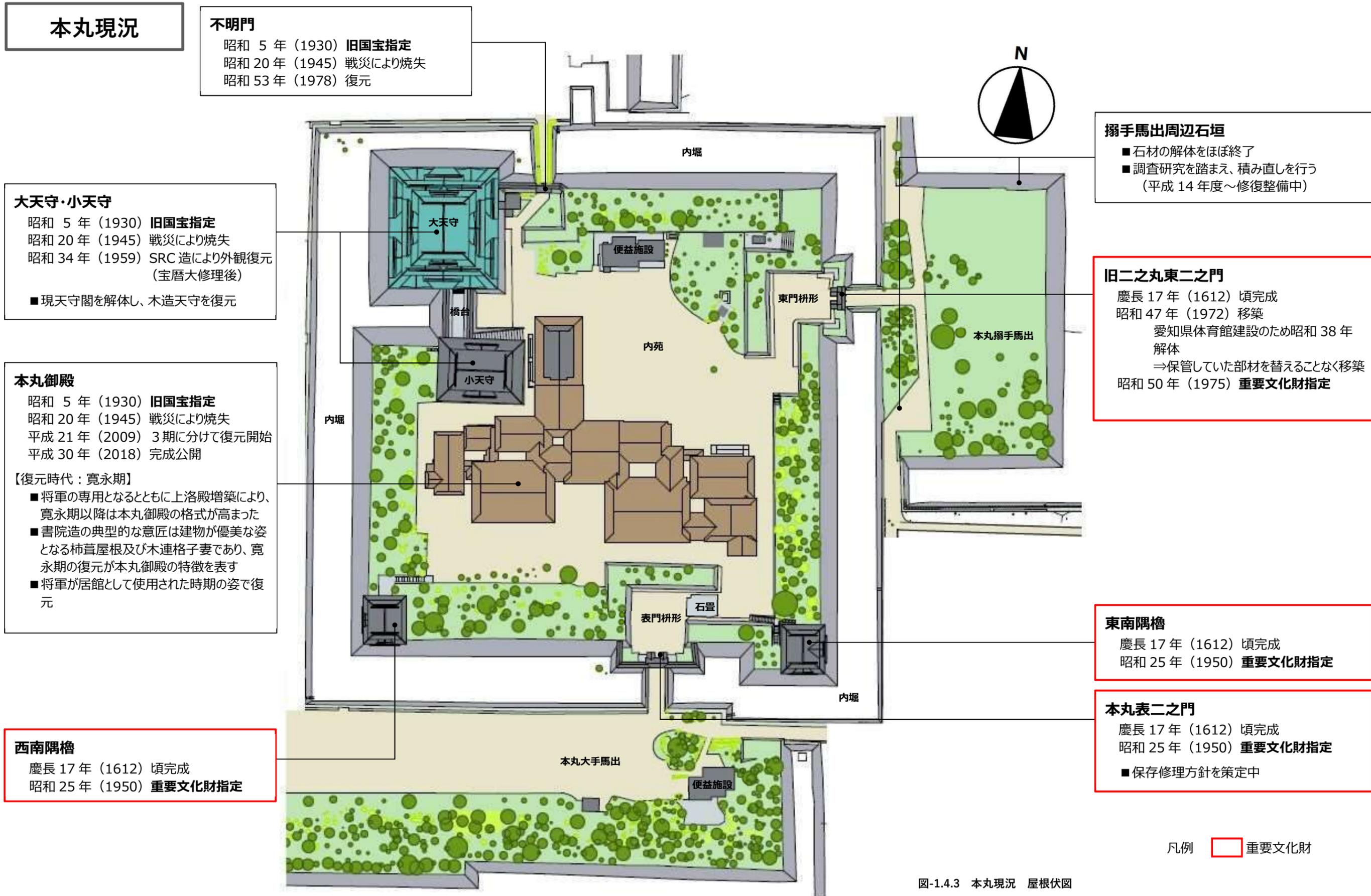
また、石垣の保存に影響を与えている樹木や城郭としての景観を阻害している植栽、石垣の顕在化を妨げている草本類などについては、策定に向け調査検討している植栽管理計画に基づき、適切に整備を進める。

便益施設については、本丸全体を含む史跡全体を整備する中で再配置と歴史的景観との調和を図るものとする。

区分	取組み	事業内容	1期	2期	3期	
重点的な取組み	江戸期の名古屋城本丸の再現	天守の復元	調査研究、整備			
		本丸御殿の復元	整備(復元模写)			
		東南隅櫓・本丸表二之門の修復	調査研究、整備			
		東北隅櫓等の復元	調査研究、整備			
		本丸多間櫓の復元等		調査研究、整備等		
	名古屋城の歴史を物語る広大な石垣の調査・修復		搦手馬出修復整備			
				調査研究、整備		
				石垣カルテの追加・更新 石垣保存方針の追加・更新		
			石垣カルテの作成 石垣保存方針の作成			
強化継続していく事業	石垣や建造物等の計画的な維持修繕		維持修繕			

※事業展開として示す1期～3期の各期間は概ね10年程度

図-1.4.2 事業展開



本丸現況

不明門

昭和 5 年 (1930) 旧国宝指定
 昭和 20 年 (1945) 戦災により焼失
 昭和 53 年 (1978) 復元

大天守・小天守

昭和 5 年 (1930) 旧国宝指定
 昭和 20 年 (1945) 戦災により焼失
 昭和 34 年 (1959) SRC 造により外観復元
 (宝暦大修理後)

■ 現天守閣を解体し、木造天守を復元

本丸御殿

昭和 5 年 (1930) 旧国宝指定
 昭和 20 年 (1945) 戦災により焼失
 平成 21 年 (2009) 3 期に分けて復元開始
 平成 30 年 (2018) 完成公開

【復元時代：寛永期】

- 将軍の専用となるとともに上洛殿増築により、寛永期以降は本丸御殿の格式が高まった
- 書院造の典型的な意匠は建物が優美な姿となる柿葺屋根及び木連格子妻であり、寛永期の復元が本丸御殿の特徴を表す
- 将軍が居館として使用された時期の姿で復元

西南隅櫓

慶長 17 年 (1612) 頃完成
 昭和 25 年 (1950) 重要文化財指定

搦手馬出周辺石垣

- 石材の解体をほぼ終了
- 調査研究を踏まえ、積み直しを行う
 (平成 14 年度～修復整備中)

旧二之丸東二之門

慶長 17 年 (1612) 頃完成
 昭和 47 年 (1972) 移築
 愛知県体育館建設のため昭和 38 年解体
 ⇒ 保管していた部材を替えることなく移築
 昭和 50 年 (1975) 重要文化財指定

東南隅櫓

慶長 17 年 (1612) 頃完成
 昭和 25 年 (1950) 重要文化財指定

本丸表二之門

慶長 17 年 (1612) 頃完成
 昭和 25 年 (1950) 重要文化財指定
 ■ 保存修理方針を策定中

凡例 重要文化財

図-1.4.3 本丸現況 屋根伏図

本丸将来構想

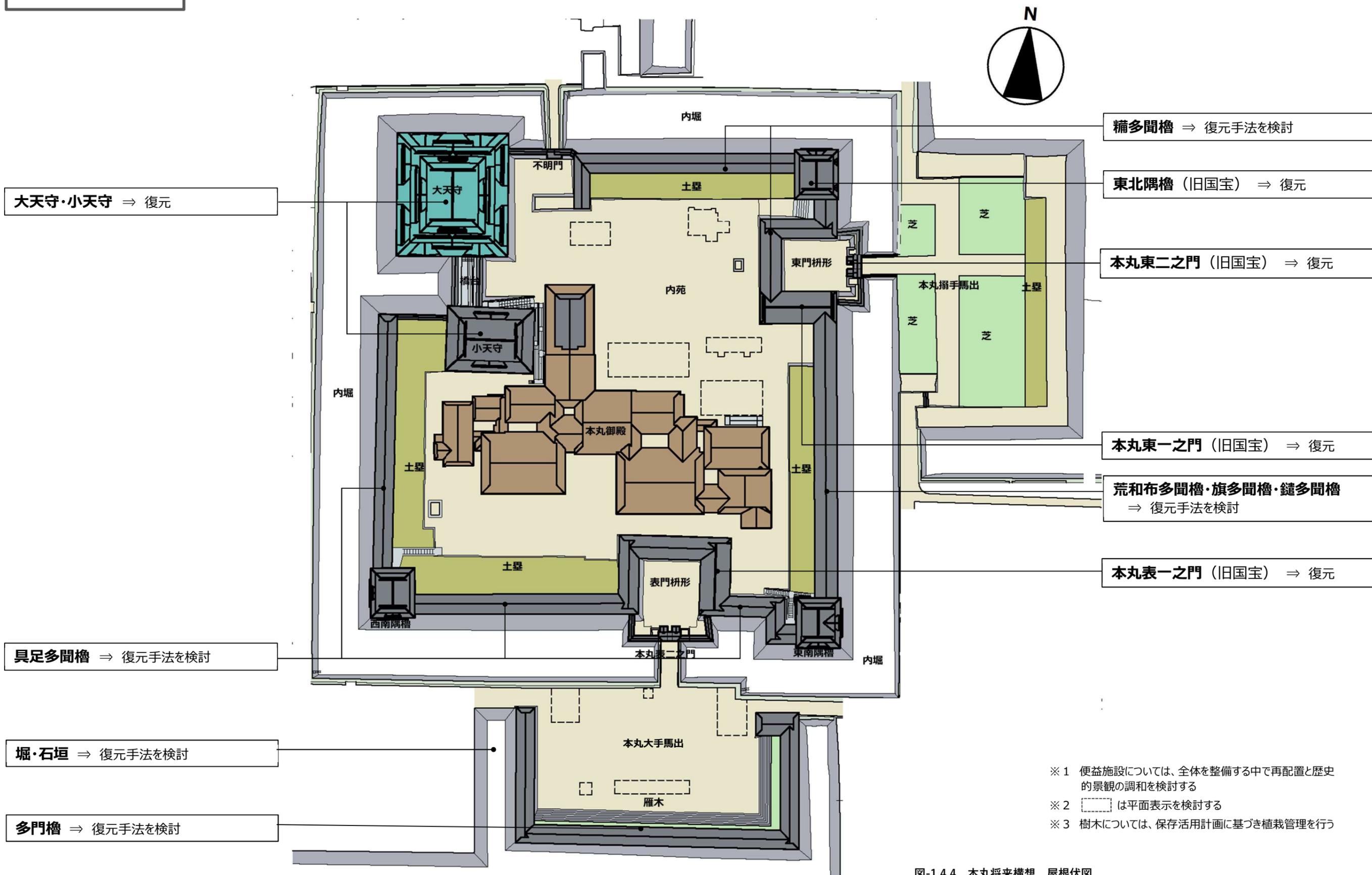


図-1.4.4 本丸将来構想 屋根伏図



図-1.4.5 本丸将来構想 鳥瞰図

(5) 天守整備基本構想

① 天守復元の目的

明治初期、全国の城が廃城されていく中、姫路城と名古屋城は日本の城郭の見本であるとして永久保存されることとなった。特に本丸は、近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴である。

残念ながら、戦災により天守や本丸御殿をはじめ多くの建造物が焼失してしまったが、先人たちの努力により豊富な史資料が残されており、往時の姿に復元することが可能であることから、本丸整備基本構想でも述べた通り、平成30年(2018)6月に復元した本丸御殿や現存する隅櫓、門のほか、将来的には復元が可能なものは段階的に復元することで、名古屋城の象徴である本丸を江戸期の姿に再現することとしている。

一方で、戦後、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された現在の天守閣は、昭和34年に竣工して約60年が経過しており、平成8年度(1996)及び平成22年度(2010)に耐震診断を行ったところ、「地震の振動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性が高い」という極めて低い耐震性能であることが判明した。また、コンクリートの中性化の進行、設備の老朽化、外壁モルタルの剥離の恐れなどの課題もある。

耐震改修などによる現天守閣の延命と比較衡量の結果、

日本城郭の見本として永久保存するとされた経緯を踏まえ、史実に忠実な復元が可能な天守は、先に復元された本丸御殿とともに史跡の本質的価値の向上と理解促進にとってより大きな効果が得られる

ことから、江戸期を再現する本丸の中心として、天守を復元する。

【当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的な意味を持つかという観点の比較】

木造天守の復元	現天守閣の存続
<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・本丸に現存及び復元する建造物等により江戸期の本丸を体感可能 ・内部空間、構造まで史実に忠実に再現することが可能で天守の特徴をはじめとする史跡の本質的価値の理解を促進 など ■ 世界的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・世界的観点からも一つのメルクマールとなりうる ■ 技術的価値 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統技術の継承と実践の場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戦後の新しい時代に即した天守閣(用途・構造)を再建し、経済復興を図ろうとした『戦後を象徴する建造物』 ・外観復元建物として、史跡の本質的価値の理解に資する ・博物館機能により展示・教育普及活動を通じて本質的価値の理解に資する ・戦後の名古屋の都市景観を構成 ■ 戦後、鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリートで建造された天守閣の代表的事例 ・近代的な内部空間であることから近世城郭の本来の姿の理解促進につながりにくい

史跡の本質的価値の向上と理解促進
にとってより大きな効果

天守の整備方針は
木造復元

名古屋城の長い歴史の一部において
一定の役割を果たした

現天守閣を市民の記憶に留め
**記録・記憶を
後世につなぐ**

② 復元等の概要

ア 復元等の対象

・復元の対象とする建造物は、大天守、小天守、橋台の塀(剣塀含む)とし、天守台及び橋台の石垣の修復を行う。また、復元の際に設置する仮設物の影響により措置が必要となる石垣についても遺構の保存を目的とした修復を行う。

イ 復元建造物等の概要

- ・大天守
 - 規 模 五重五階、地下一階
 - 延床面積 4,690.32㎡
 - 高 さ 36.98m (大天守石垣平均高から)
- ・小天守
 - 規 模 二重二階、地下一階
 - 延床面積 847.99㎡
 - 高 さ 16.76m (小天守石垣平均高から)
- ・橋台の塀(剣塀含む)
 - 延長長さ 約42m (約21m×2)
- ・石垣
 - 「第2章 石垣等遺構の保存」による

③ 天守の歴史の変遷

名古屋城天守の歴史を、近世(藩政期、築城～陸軍省の所管となるまで)、近代(陸軍省の所管～太平洋戦争の終結)、現代(太平洋戦争後現在に至るまで)に分けて整理する。なお、図-1.5.1に天守の形状による区分と表-1.5.1に天守の略年表を整理した。

ア 近世(藩政期、築城～陸軍省所管まで:慶長17年[1612]～明治5年[1872])

【慶長～宝暦大修理前】

普請の始まりは慶長15年(1610)閏2月頃で、翌16年初め頃に石垣普請及び城地整理が完了した。石垣普請と並行して天守の作事準備も進められ、慶長15年には材木の手配・収集が始まっている。屋根葺き等は翌年まで持ち越されたと推定されるが、慶長17年末には上棟し、完成している。竣工当時の大天守は5階のみが銅瓦葺きで、それより下の1階から4階までは本瓦葺きだった。

築城後の大天守に対しては、まず寛文9年(1669)に壁の塗り直し、屋根の葺き直しがなされ、宝暦元年(1751)までの間に大小計13回の修理がなされたことが史料により判明している。

【宝暦大修理後】

さらに宝暦2年(1752)から同5年にかけて、1・2階の部分解体を伴う大天守石垣の西・北側の積み直し、揚屋による不陸調整、引き起こしによる傾斜の是正、2～4階屋根を本瓦葺きから銅板瓦葺きに改める、外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む、といった大規模な修理がなされた。

時代	1600年代										1700年代										1800年代										1900年代										2000年代		
	1600	1610	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700	1710	1720	1730	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020
西暦(年号)	1600	1610	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700	1710	1720	1730	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2020
天守に係る工事等	家康、名古屋城築城を決定										大天守の壁・屋根廻りを修埋										大天守の各所修理 金銃の改鑄・金網設置										小天守の銃が瓦製↓青銅製										エレベーター棟の増築		
天守の姿による区分	第Ⅰ期										第Ⅱ期										第Ⅲ期										第Ⅳ期												
											土瓦葺 ← → 西北側の石垣積替え・明り取り窓増設・銅瓦葺など										木造 ← →										鉄骨鉄筋コンクリート造												

図-1.5.1 天守の形状による区分

※1 『名古屋城史』(昭和34)に記載があるも、典拠資料不明

イ 近代(陸軍省所管～太平洋戦争終結:明治5年[1872]～昭和20年[1945])

明治5年(1872)5月25日に東京鎮台第三分営(後、明治6年(1873)1月9日に名古屋鎮台、明治21(1888)年5月12日に第三師団と改称)が名古屋城に置かれることが通達され、明治5年6月及び9月に本丸及び二之丸、明治7年8月に三之丸が陸軍省所管となった。

その一方で、明治5年(1872)、文部大丞町田久成と宮内少丞世古延世が「名古屋城等保存ノ儀」を参議大隈重信に提出し、駐日ドイツ公使フォン・ブランツが各国公使の声として山縣有朋に名古屋城保護を訴えた。

明治6年(1873)には廃城令が発せられ、多くの城郭が破却されていくが、明治11年(1878)12月、中村重遠工兵大佐が保存修理を太政官に上申するよう陸軍卿山縣有朋に願い出て、明治12年(1879)には、陸軍卿西郷従道が「名古屋姫路両城保存之儀」を太政官に上申し、修理費の補助が決定し、姫路城とともに永久保存されることが決定された。

明治24年(1891)10月28日に発生した濃尾地震は各地に甚大な被害を与え、名古屋城においても石垣や本丸の多間櫓等が被災した。しかしながら、天守と本丸御殿に関しては、大きな被害はなかった。ただし、現在も見られる大天守台北面の孕み出しがこの際に生じたとの考えもある。

明治26年(1893)6月2日、名古屋城の西半分である本丸・西之丸の一部が、宮内省管理下の御料地に編入され、名古屋離宮と称されることになった。

この名古屋離宮は、昭和5年(1930)12月11日の官報第1187号をもって廃止され、名古屋城は名古屋市に下賜された。これを受け、天守、本丸御殿を含め建造物24棟、附7棟の計31棟が、同年12月13日の文部省告示第239号により、城郭建築としては初めて国宝に指定された。昭和7年(1932)12月12日に本丸・西之丸・御深井丸の全域と二之丸の一部、三之丸外堀が国史跡に指定された。

名古屋城では、上述した昭和5年の国宝指定を受けて、昭和7年(1932)から継続して、名古屋市土木部建築課による実測調査が行われた。その成果は、昭和27年(1952)に実測図面280枚・絵図2枚1組・拓本貼付27枚としてまとめられた。また、昭和16年(1941)3月には御下賜10周年記念事業とし

て、城内の写真565枚が撮影された。写真撮影は昭和初期にも行われており、かつては25箱802枚のガラス乾板が存在したことが箱書から判明するが、現在はそのうち733枚が保存されている。

太平洋戦争末期の昭和20年(1945)5月14日、アメリカ軍による空襲により、天守、本丸御殿など国宝27棟が焼失した。

ウ 現代(太平洋戦争後～現在:昭和20年[1945]～)

この焼失により、名古屋城内の国宝指定は昭和24年(1949)10月13日の文部省告示第179号によって解除された。

戦後の早い段階から再建の声の見られた天守については、市民・県民の寄附に加え、企業からの大口の寄付金も集まり、昭和34年(1959)に再建された。

この再建は、根拠資料に基づく外観復元がなされた一方で、内部は近代的様式での整備がされ、各種展示の実施や、史資料の収蔵が行われることで、博物館相当施設として市民生活に寄与してきており、その間、平成2年(1990)の内装改修の実施、平成9年(1997)のエレベーター棟が増築など機能面での更新もされてきた。

そういった中で、平成9年(1997)の「歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査研究」により、大天守の耐震性能は「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価され、その後、耐震診断における諸基準の改定を受けた平成22年(2010)の「名古屋城天守閣耐震対策調査」により、「建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価されたことで、平成30年(2018)5月から閉館している。

表-1.5.1 天守略年表

区分	形状による区分 (※1)	藩主・管理者	和 暦	西 暦	天守に関する事項	
近世	第Ⅰ期 五階のみ銅板葺き一階～四階は瓦葺	尾張 徳川家	慶長14	1609	徳川家康が名古屋城築城を決定（「名古屋遷府令」）	
			慶長15	1610	公儀普請により名古屋城築城開始 加藤清正、天守台を完成、各曲輪の石垣もほぼ完成	
			慶長17	1612	大天守・小天守完成	
			慶長19	1614	本丸天守の北東石垣八十間が崩れ修理	
			万治3	1660	大風により天守の漆喰が剥落（『正事記』）	
			寛文9	1669	全ての壁を下地取り換え、壁塗り替え 全ての屋根の土居葺・瓦土・瓦葺き直し、屋根漆喰塗り替え 全ての屋根の谷の鉛瓦敷き直し、五階屋根銅瓦繕い・銅釘打ち直し 二階から三階への階段廻りに1ヶ所、三階から四階への階段廻りに3ヶ所、格子窓を新設（『国秘録御天守御修復』）	
			貞享2	1685	五階屋根鉋釘打ち直し 四階～二階屋根、垂木・裏板・木舞・裏甲・谷樋木・瓦座の腐朽箇所を補修し、土居葺・瓦葺き直し一階屋根差し瓦。全ての屋根漆喰塗り直し 飾金物打ち直し（『国秘録 御天守御修復』）	
			元禄8	1695	天守修繕（『尾藩世記』）	
			宝永4	1707	宝永の大地震。天守に被害があり、下記宝永6年の修理に至る（『名古屋城史』）	
			宝永6	1709	一階四周、壁・一部床板根太解体 一階西側土台はらみ出しを引き戻す 二階西側の沈下した柱を上げて柱下に檜板敷き。梁・垂木の抜け出しを引き寄せる（『国秘録 御天守御修復』）	
	享保5	1720	三階・四階破風の垂木・裏板・土居葺・葺土・谷鉛瓦・瓦・漆喰やり直し（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保10	1725	五階壁下地取り換え・壁塗り替え 四階西唐破風裏板取り換え、樋下地作り替え、土居葺・瓦葺き直し 三階南垂木裏板打ち替え、垂木打ち直し（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保11	1726	五階南東に枯木挿入、裏板・銅瓦下地作り替え 五階箱棟修理、前包取り替え、妻くぐり戸作り替え、四階・三階・二階屋根部分修理・鯨修理（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保13	1728	四階・三階屋根部分修理、穴蔵井戸際中仕切りの葺戸修理 五階～一階窓戸244本修理、敷居溝の敷鉄打ち直し（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保15	1730	鯨修理、鯨の鳥よけ取り付け（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保17	1732	四階・三階・二階屋根廻り修理（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保19	1734	五階～一階壁廻り修理（『国秘録 御天守御修復』）			
	享保20	1735	三階敷梁繕い、下梁指肘木取り付け、添柱立て（『国秘録 御天守御修復』）			
	近代	第Ⅱ期 二階～四階を銅板葺に屋根葺替え	陸軍省	宝暦2 ～ 宝暦5	1752 ～ 1755	天守、西北側の石垣全てを積みなおす 一階・二階通し柱の引き起こしによる傾斜の是正、かつ揚屋による不同沈下の是正二階～四階屋根を本瓦葺きから銅板瓦葺きに改める 外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む雨樋樋新規取り付け（※2）
				文政10	1827	鯨修理。鯨の木部図面が作成された（『金城温古録』）
弘化3				1846	鯨修理（『名古屋城史』）（※3）	
万延元				1860	奥村得義が『金城温古録』前半の清書本を藩に献上	
明治4				1871	金鯨、名古屋城から降ろされ、東京の宮内省に献納される	
明治5				1872	文部大丞町田久成・宮内少丞世古延世から大隈重信宛に「名古屋城等保存ノ儀」が建議される。（『失われた国宝名古屋城本丸御殿』）	
明治12				1879	前年から行われていた金鯨復旧工事が完了（『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』）	
明治24				1891	濃尾地震により天守北側の石垣が少し孕む（『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』） 木子文庫蔵「本丸・深井丸・西之丸地図（震災石垣破損個所調査）」では天守石垣は「旧形之俣」とされている	

区分	形状による区分 (※1)	藩主・管理者	和 暦	西 暦	天守に関する事項
近代	第Ⅱ期 二階～四階を銅板葺に屋根葺替え	西之丸（御深井丸） 宮内省（本丸・西之丸） 陸軍省（二之丸） 名古屋市（本丸・西之丸・御深井丸）	明治26	1893	本丸と西之丸の一部が宮内省に移管され、名古屋離宮となる
			明治43	1910	小天守の鯨を瓦製の物から青銅製に変更 青銅製の物は江戸城から移したもの（『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』、『名古屋城史』）
			大正8	1919	宮内省内匠寮が天守の実測図作成。現在、宮内公文書館所蔵。
			昭和5	1930	12月11日 名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第37号） 元離宮名古屋城内の建造物24棟、附7棟、計31棟が国宝(旧国宝)に指定される近世城郭の天守・御殿としては初めての国宝指定
			昭和7	1932	名古屋土木建築課による主要建物の実測調査開始（『名古屋城史』）
			昭和9	1934	暴風雨のため天守4階東南隅、2階東南隅、小天守2階東南隅の漆喰が一部剥落する（『名古屋城史』）
			昭和12	1937	天守鯨実測用の足場が利用され、金鱗49枚が盗まれる
			昭和13	1938	御殿・大天守・小天守の火災報知設備設置（『名古屋城史』、日本民家園大岡資料）
			昭和15	1940	「ガラス乾板写真」の撮影を開始（翌年（1941）まで）
			昭和20	1945	5月14日の大空襲により天守、旧本丸御殿をはじめとする主要な建造物が焼失し、東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓・表二之門・二之丸東二之門・二之丸大手二之門の6棟を残すのみとなる
現代	第Ⅲ期 焼失 第Ⅳ期 再建 天守閣	名古屋市	昭和24	1949	焼失した名古屋城天守他の建造物27点の旧国宝指定が解除される
			昭和27	1952	昭和期実測図が完成する（『名古屋城史』） 本年から昭和31年にかけて、5次に亘り天守他の石垣積換え工事が実施される（『名古屋城史』）
			昭和31	1956	名古屋城再建準備委員会結成。天守再建のための調査開始（『名古屋城史』）
			昭和32	1957	天守閣再建工事着手
			昭和34	1959	大天守閣・小天守閣・剣塀（橋台）・正門（榎多門）が完成
			平成2	1990	天守閣内装改修工事竣工
			平成9	1997	歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査 天守閣エレベーター棟増築工事竣工
			平成22	2010	名古屋城整備課題調査 名古屋城天守閣耐震対策調査
			平成23	2011	名古屋城天守台石垣健全性調査
			平成25	2013	名古屋城整備課題調査
平成26	2014	名古屋城整備検討調査			
平成27	2015	プロポーザル（技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ））の実施			
平成29	2017	優先交渉権者と基本協定の締結、基本設計、石垣等遺構調査			
平成30	2018	実施設計、先行工事（木材の製材）、石垣等遺構調査			
令和元	2019	実施設計、先行工事（木材の製材）、石垣等遺構調査			
令和2	2020	実施設計、先行工事（木材の製材）、石垣等遺構調査 特別史跡名古屋城跡本丸整備基本構想及び天守整備基本構想策定			
令和3	2021	実施設計、先行工事（木材の製材）、石垣等遺構調査、基礎構造の検討			
令和4	2022	実施設計、先行工事（木材の製材）、石垣等遺構調査、基礎構造の検討、昇降技術の公募、特別史跡名古屋城跡天守整備基本計画策定			

(※1) 形状による区分は、「5 復元時代の設定」に対応

(※2) 麓和善・加藤由香 「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』 pp.937-943 2009年4月）
加藤由香・麓和善 「名古屋城大天守宝暦大修理における仮設工事について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第644号』 pp.2257-2263 2009年10月）
麓和善・加藤由香 「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第645号』 pp.2507-2513 2009年11月）
麓和善・加藤由香 「名古屋城大天守宝暦大修理における本体上げ起し修理について」（『日本建築学会計画系論文集 第75巻 第651号』 pp.1231-1239 2010年5月）
麓和善・加藤由香 「名古屋城大天守宝暦大修理における各部修理について」（『日本建築学会計画系論文集 第75巻 第653号』 pp.1745-1750 2010年7月）

(※3) 『名古屋城史』（昭和34）に記載があるも、典拠資料不明

④ 復元の意義

ア 本質的価値の向上と理解促進

天守木造復元は、残された遺構の詳細な調査、豊富に残された史資料に基づき、近世城郭の中心的建物であった天守を忠実に再現するものである。復元された木造天守が特別史跡名古屋城跡の理解を助けるだけでなく、復元に至るまでの調査研究などの過程も、特別史跡名古屋城跡の理解を深めるものである。こうした一連の事業は、条件に恵まれた名古屋城だからこそ可能であり、単に名古屋城にとどまらず、全国の近世城郭に対しても極めて大きな貢献をなすものである。以下、木造復元の意義を具体的に記述する。

(ア) 天守の建築的特徴の理解

戦後復興期に観光的側面も持つ博物館として再建された現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再現ながら、ほぼ忠実な外観が復元されていることが評価される一方で、内部に関しては実体験としての天守本来の建築的特徴の理解には結びつかない。天守を木造で復元することは、内部空間の階数及び空間の構成や構造・意匠の細部に至るまで建築としての天守を理解するために極めて有効である。

(イ) 名古屋城が築かれた時代背景の把握

天守内部には、狭間や石落とし等、天守本来の防御機能が備えられる。これらを復元することは、天守が築かれた当時の社会情勢、すなわち、江戸幕府を開いた徳川家康が支配を固めていく中で、大坂に残る豊臣方との武力衝突に対して備える必要があった等、時代背景を含む歴史の体感を可能とするものである。

(ウ) 近世期の名古屋城本丸の空間体験

同じく本丸内に復元された本丸御殿に続き、天守が木造で復元されれば、近世期の名古屋城本丸を実体験できる歴史空間を一体的に再現することができる。なお、本丸においては櫓や門等、戦災等で焼失した建造物を可能な範囲で順次復元・修復整備する予定である。復元時代設定は御殿と天守で異なるものの、近世の名古屋城本丸の姿を体感することによって、その特徴を経験的に理解することができるだけでなく、両者の比較などを通じて、名古屋城の本丸についてのより深く、具体的な理解へと達することができる。

(エ) 天守に関する調査研究の推進

木造復元は、現存する遺構の詳細な調査、往時の姿を伝える各種の史資料の徹底した調査に基づいて行う。これらの調査研究の推進は、名古屋城の天守についての新たな情報をもたらすだけでなく、近世城郭の天守の研究に関して多くの新しい知見を提供し、研究の推進に貢献することができる。こうした研究を進めることにより、現時点で整理している特別史跡名古屋城跡の本質的価値について、新たな理解をもたらし、更新していくことが期待される。同時に、復元の根拠資料に関しても、天守が復元されることによって、改めてその重要性が増すことになる。

(オ) 都市形成の起点となった名古屋城の再認識と歴史まちづくりの新たなシンボル

名古屋のシンボルであると認識されてきた天守の木造復元は、歴史的・文化的資源を生かした歴史まちづくりの中核となることができる。本市の歴史まちづくり戦略においては、戦略として「尾張名古屋の歴史的骨格の見える化」を掲げ、その方針の一つとして、「名古屋城の再生と城下町アイデンティティ継承」をうたっているが、木造復元された天守を新たなシンボルとして進められる歴史まちづくりは、同時に、現在の名古屋の都市形成の起点となった名古屋城の歴史的な意味を再確認する機会ともなり、木造復元は、歴史まちづくりの観点での意義も大きい。

イ 世界的視座から見た木造復元の意義

名古屋城天守の木造復元は、国内にとどまらず、世界的観点からも、歴史的建造物復元（再建）のメルクマール（指標）となる事例である。そのため、文化遺産保護をめぐる国際的な議論や国際憲章も踏まえながら、その妥当性・正当性について評価・検証することも重要である。

(ア) 再建とオーセンティシティ：ヴェニス憲章、奈良文書

名古屋城天守は、石垣を除いて空襲で焼失してしまったが、昭和初期に国宝指定後すぐに作成された膨大な記録資料は、世界的にも類をみない精度での復元を可能としている。

歴史的建造物の再建（リコンストラクション）をめぐるっては、再建されたものに、オーセンティシティ（真実性）があるか問われることになる。

文化遺産のオーセンティシティの考え方を歴史的に見ると、『ヴェニス憲章』（1964）では、「推測による修復」を禁じ（第9条）、復元（再建）に関しては「残された部材を再構築するアナスティローシス」以外の方法は原則として認められないとしている（第15条）。しかし、30年後に起草された『オーセンティシティに関する奈良文書』はオーセンティシティを文化の多様性・遺産の多様性の文脈のなかで捉えることとなり、幅広い議論が可能となった。そこでは、オーセンティシティの判断は、形態や意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術などの情報源の価値と関連付けられることが示されている。名古屋城においては、こうした情報源についての記録を含む良質な記録が残されており、天守の木造復元は、オーセンティシティを担保するものと積極的に評価することが可能と考える。

(イ) 人々の記憶の再構築：ドレスデン宣言

第二次大戦の戦禍で失われたポーランドのワルシャワ歴史地区は、破壊された都市全体の再建が「人々の記憶の再構築に関わる営為」として評価され、1980年に世界遺産に登録された。『ドレスデン宣言』（1982）では、「戦争によって破壊されたモニュメントの復元」に関して、それが「大きな意義をもつモニュメントの戦争による破壊」であり、かつ「破壊前の状態に関する信頼できる証拠資料に基づく場合」には、正当化されるとしている（第8条）。

すなわち、戦前に作成された詳細な根拠資料をもとに木造天守を復元することによって、戦争で焼失する以前の人々の記憶を再構築することに価値があると評価できる。

(ウ) 調査研究と解釈の実践：ローザンヌ憲章

再建に関するもう一つの重要な視点として、『考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章（ローザンヌ憲章）』（1990）が挙げられる。この中で、再建という行為は、調査研究や解釈の実践という重要な機能を有するものと規定されている（第7条）。

名古屋城天守の木造復元は、戦争によって失われた文化遺産（城郭建築として旧国宝第1号）を現代に蘇らせる挑戦であり、様々な調査研究や解釈なしでは進めることができない。この意味でも、研究の成果をもって復元を実践することの重要性を裏付けることができる。

ウ 復元の利点と波及効果

以上に述べた意義に加え、木造復元には、特筆される幾つかの利点がある。加えて、当該事業の実施がもたらし得る、さらに広い観点からの波及効果についても、以下に整理する。

(ア) 伝統技術の継承、職人の育成

伝統技術を継承し、職人を育成していくためには、それを実践できる現場の確保が重要である。名古屋城天守の木造復元は、伝統工法を実践する一大事業であり、ユネスコ無形登録文化遺産の代表一覧表に登録された木造建造物を受け継ぐための伝統技術の継承に貢献する。これを構成する中でも、建造物木工、屋根板製作、建造物装飾、建造物彩色、建造物漆塗、屋根瓦葺（本瓦葺）、左官（日本壁）、建具製作、日本産漆生産・精製といった伝統技術が、木造天守復元の際に用いられることとなる。

この現場を通して多くの技術が継承され、また発展することが期待される。復元過程を映像等として詳細に記録することも、これを後世に伝える貴重な教材となり得る。

(イ) 適切な修理・修繕による長期間の維持存続

わが国の自然環境にも適合した伝統工法による木造建築物は、日常的な維持管理、中期的な修繕、そして長期的な半解体及び全解体修理を適切に行うことにより、鉄筋コンクリート造よりもはるかに長い何百年という長期にわたる維持存続が可能であり、伝統工法の持続可能性に対する再評価にも繋がる。

(ウ) 新技術の導入と伝統工法の融合

大規模木造建築物と伝統工法の構造的な解析及び評価を行うとともに、新技術の導入も併せ、現代の基準から構造性能を再評価することができる。これは、現存する他の歴史的建造物の構造評価や新たな伝統工法の普及にも繋がる。

(エ) 歴史的建造物の復元のモデルケース

戦争等によって失われた歴史的建造物は全国に存在し、その復元や復元的整備に係る共通の課題が浮上している。名古屋城天守は豊富な史資料をもとに詳細な再現が可能である希有な事例だが、学術的な調査研究に基づく歴史的建造物の復元の重要なモデルケースとなることが期待される。

(オ) 地域のシンボル再建による文化的観光面での波及効果

名古屋のシンボルである天守を木造で復元し、本物の魅力を蘇らせることは、これを中核とする歴史都市名古屋のまちづくりにとっても、大きな影響力をもつ。名古屋城を中心とした歴史的風致の保存及び活用に寄与するだけでなく、全国の類例にも波及して相乗効果をもたらすことが期待される。また、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成するその他の遺構や建造物と共に、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができる。

⑤ 復元の方針

ア 調査研究に基づく史実に忠実な復元

- ・名古屋城の天守に関しては、昭和実測図を始め、極めて良好な資料が豊富に残されている
- ・近世の史資料に加え、現天守閣の建設時の資料に至るまで、各種の史資料を丁寧に調査する
- ・穴蔵石垣の発掘調査等、現地調査も徹底して行い、復元される天守についての正確な情報を収集する。
- ・調査を徹底し、可能な限り史実に忠実な復元を行うことにより、天守本来の姿に加え、機能や用途の理解へとつなげる

イ 遺構の保存に十分配慮した整備

- ・天守台周辺石垣には第2章で整理した通り、保存上の課題が認められる
- ・木造復元にあたっては、課題の具体的な問題を確実に把握したうえで、その保存に対して悪影響を及ぼすことの無い整備を行う
- ・石垣以外にも、内堀や御深井丸等、復元工事にあたり仮設等を設置する範囲の地下遺構等の保存に悪影響を与えないよう、事前の調査を行ったうえで、万全の対策をとる

【基礎構造検討の考え方】

- ・文化庁が定める『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』を遵守する
- ・江戸期からの姿を残す文化財である天守台本来の遺構には新たに手を加えないことを原則とし、その上で可能な限り史実に忠実な復元を行う
- ・熊本地震での熊本城の被災状況を鑑み、人命の安全確保を第一とし、木造天守は大地震時に安全性

が担保できない可能性のある天守台で支持しない基礎構造とする

ウ 防災上の安全確保とバリアフリー

- ・城内観覧者等の安全性に関わる防火、避難計画については、出火防止のためのセキュリティ、避難誘導等の運営体制、出火時の初期消火、火災時に発生する煙の排出、避難に要する時間等の検証を行い、第三者機関の評定を取得する
- ・構造計画においても同様に第三者機関の評定を取得し、現行の建築基準法、消防法と同等以上の安全性及び耐震性を確保する
- ・障害者等の移動の円滑化としては、当事者である障害者団体等との協議を重ね、木造復元が有する価値を減じることなく、史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立する昇降設備を配置する
- ・様々な方が木造復元天守閣の内部空間や眺望を体感できる方策として、VR等の活用を検討する

⑥ 整備スケジュール

仮設・準備工事の着手から現天守閣解体、木造天守復元及び天守台石垣の保存及び安全対策工事までの想定整備スケジュールを示す。

なお、特別史跡の本質的価値を構成する石垣等遺構の確実な保存のため、工事期間中に実施する調査の結果、モニタリング等の状況により、期間が変動することがある。

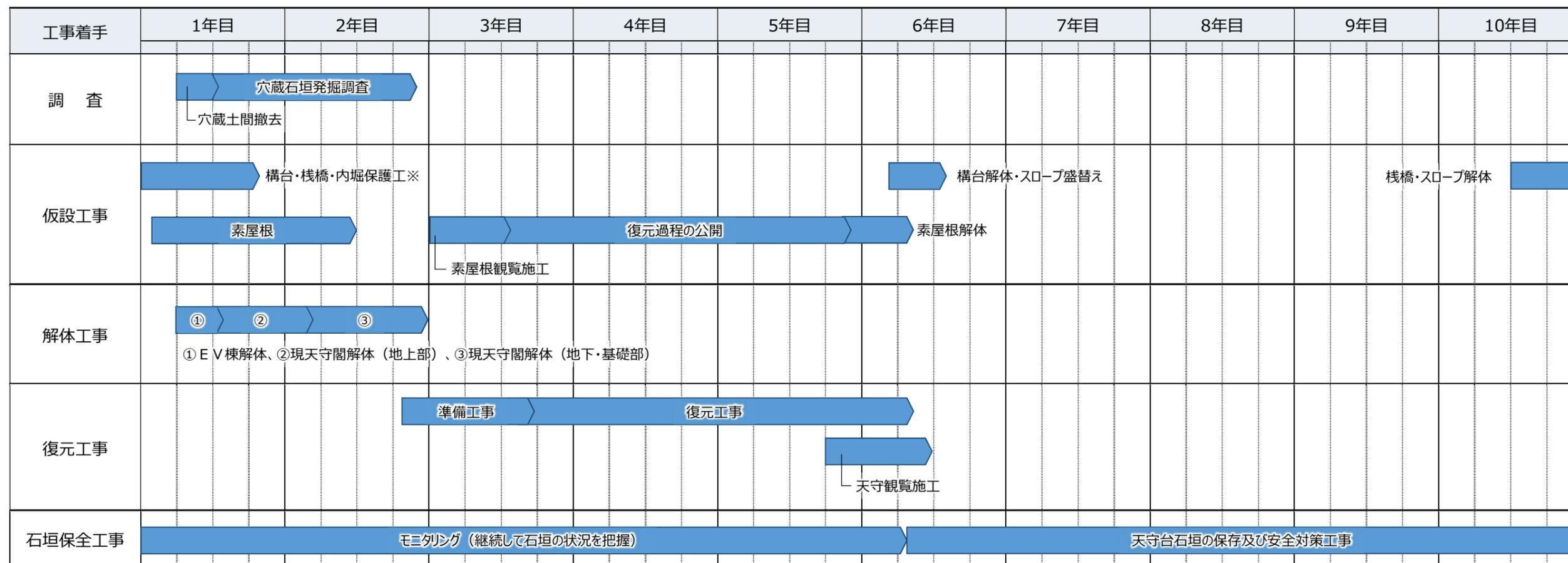


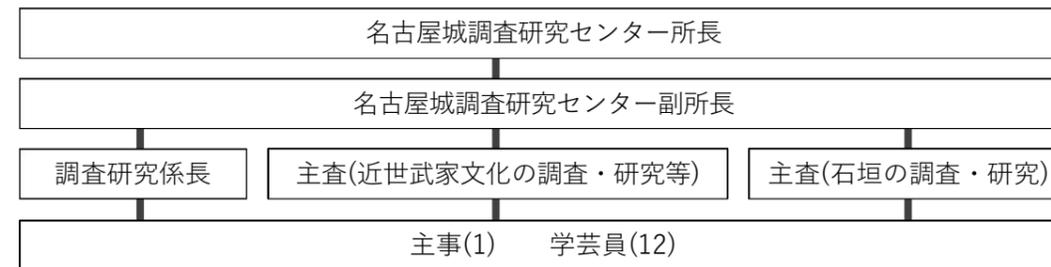
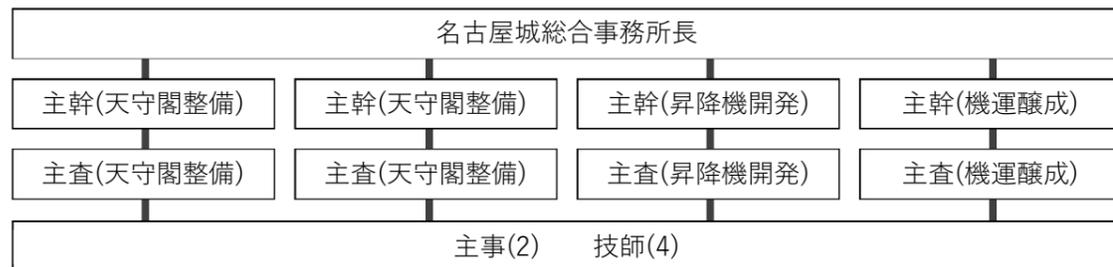
図-1.5.1 整備スケジュール

※内堀保護工の実施範囲における被熱等による変状が著しい石垣面に対しては、内堀保護工に先行して、第2章（1）①Dに整理した「石垣の部分補修」を行う。

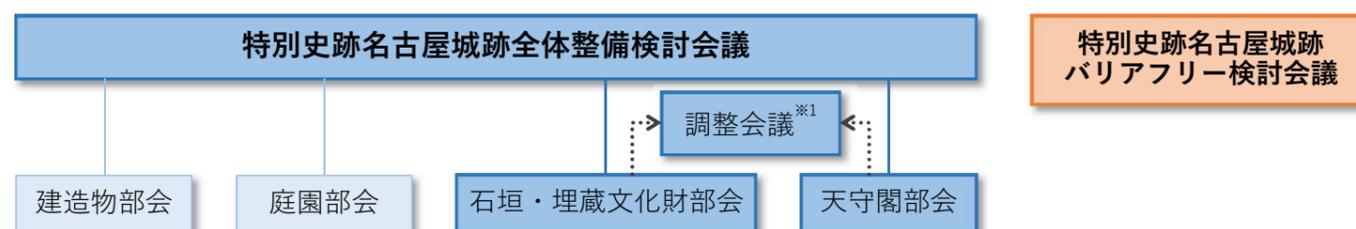
(6) 整備推進体制

① 整備推進体制 (令和4年[2022]6月末現在)

ア 事業者(市)の体制



イ 外部有識者による検討体制



■ 全体整備検討会議※2		
氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長 ◎
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小瀨 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

■ 石垣・埋蔵文化財部会※3		
氏名	所属	備考
北垣 聡一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長 元愛知淑徳大学非常勤講師	副座長
千田 嘉博	奈良大学教授	○
宮武 正登	佐賀大学教授	○
西形 達明	関西大学名誉教授	○
梶原 義実	名古屋大学大学院教授	

■ バリアフリー検討会議※5		
氏名	所属	備考
堀越 哲美	元愛知産業大学学長	座長
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授	
川地 正数	川地建築設計室主宰	
小瀨 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
西形 達明	関西大学名誉教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
磯部 友彦	中部大学教授	
高橋 儀平	東洋大学名誉教授	
矢野 和雄	矢野法律事務所	
渡辺 崇史	日本福祉大学教授	
中嶋 秀朗	和歌山大学教授	
山田 陽滋	豊田工業高等専門学校校長	

■ 天守閣部会※4		
氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授	副座長 ○
川地 正数	川地建築設計室主宰	
西形 達明	関西大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	○
古阪 秀三	立命館大学OIC総合研究機構・客員研究員	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	○

※1 名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議

備考欄の○、◎は、それぞれ調整会議の構成員及び座長

※2 平成18年[2006]9月15日設置 平成27年[2015]4月1日改組

※3 平成14年[2002]8月1日設置

平成19年[2007]4月1日及び令和2年[2020]4月1日改組

※4 平成29年[2017]4月18日設置

※5 平成30年[2018]4月10日設置

② 有識者会議における主な検討経過

ア 全体整備検討会議

時 期	第 N 回	内 容
令和 2(2020)年 3 月	30	天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の素案
令和 2(2020)年 6 月	31	本丸内堀発掘調査 大天守台北面石垣のレーダー探査
令和 2(2020)年 8 月	32	大天守台北面石垣レーダー探査
令和 2(2020)年 9 月	33	現天守閣解体申請に対する指摘事項への対応
令和 2(2020)年 10 月	34	木造天守基礎構造の検討 天守台ボーリング調査
令和 3(2021)年 2 月	37	本丸整備基本構想
令和 3(2021)年 3 月	38	現天守閣解体申請に対する指摘事項への対応 (石垣等遺構への影響・本丸及び天守整備基本構想)
令和 3(2021)年 7 月	41	天守台穴蔵石垣の試掘調査
令和 3(2021)年 9 月	43	天守台穴蔵石垣の試掘調査
令和 4(2022)年 3 月	48	現天守閣解体申請に対する指摘事項への対応 (追加回答：石垣等遺構への影響)
令和 4(2022)年 10 月	52	鵜の首（小天守西）の水堀側石垣根石発掘調査
令和 4(2022)年 12 月	53	「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）」の中間報告
令和 5(2023)年 3 月	55	木造天守整備基本計画
令和 5(2023)年 6 月	56	木造天守整備基本計画

イ 天守閣部会

時 期	第 N 回	内 容
平成 29(2017)年 5 月	1	今後の想定スケジュール 天守閣復元に係る基本計画書（案） 石垣調査
平成 29(2017)年 6 月	2	天守閣復元に係る基本計画書（案）
平成 29(2017)年 7 月	3	現天守閣の価値 木材の樹種や数量に関する検討状況 構造計画方針（上部構造の補強方法）
平成 29(2017)年 8 月	4	構造計画 通し柱の検討 木材数量検証資料
平成 29(2017)年 8 月	5	構造計画
平成 29(2017)年 11 月	6	基本構想 壁の分析 バリアフリーの検討（案）
平成 29(2017)年 12 月	7	主架構用木材 大天守の屋根仕上げ
平成 30(2018)年 2 月	8	継手、仕口
平成 30(2018)年 3 月	9	木造復元天守の昇降等に関する検討 基本計画の策定 特別史跡名古屋城跡保存活用計画（案）

時 期	第 N 回	内 容
平成 30(2018)年 5 月	10	現天守閣ケーン健全性調査 木造復元天守の昇降等に関する検討 名古屋城天守閣整備事業工程案
平成 30(2018)年 6 月	11	大天守の屋根形状の検討 屋根雨水流れ解析
平成 30(2018)年 7 月	12	天守閣復元に係る基本計画書（案）
平成 30(2018)年 11 月	13	復元天守の寸法の分析
平成 30(2018)年 12 月	14	木材調達の進捗状況 屋根の仕様 昭和実測図にない要素
平成 31(2019)年 1 月	15	金鯪 左官
平成 31(2019)年 2 月	16	現天守閣の解体 構造実験 橋台の剣堀
平成 31(2019)年 3 月	17	現天守閣の解体 壁板・床板 小天守地階・大天守地階の床、橋台の路面の仕上げ
平成 31(2019)年 4 月	18	天守台石垣保存方針 照明計画 外壁建具及び水抜き
令和 1(2019)年 7 月	19	木材の仕上げ 飾金物
令和 1(2019)年 8 月	20	現天守閣の記録・記憶の継承 防災設備計画 瓦の文様
令和 1(2019)年 12 月	21	防災設備計画 建具
令和 2(2020)年 6 月	22	天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案
令和 3(2021)年 3 月	23	現天守閣解体申請に対する指摘事項への対応 (石垣等遺構への影響・本丸及び天守整備基本構想)
令和 4(2022)年 7 月	24	特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）第 1 章～第 5 章
令和 4(2022)年 11 月	25	特別史跡名古屋城跡整備基本計画（案） 前回指摘の修正及び第 6 章～第 7 章
令和 5(2023)年 1 月	26	特別史跡名古屋城跡整備基本計画（案） 前回指摘の修正及び第 6 章
令和 5(2023)年 2 月	27	特別史跡名古屋城跡整備基本計画（案） 第 8 章及び図面
令和 5(2023)年 3 月	28	特別史跡名古屋城跡整備基本計画（案） 第 8 章及び図面

ウ 石垣・埋蔵文化財部会 (34回まで石垣部会、35回以降は石垣・埋蔵文化財部会)

時 期	第 N 回	内 容
平成 29(2017)年 5 月	21	天守台石垣の調査
平成 29(2017)年 6 月	22	天守台石垣の調査 (外部・穴蔵)
平成 29(2017)年 8 月	23	天守台石垣の調査 (外部・穴蔵)
平成 29(2017)年 9 月	24	天守台石垣の調査 (外部・穴蔵)
平成 30(2018)年 1 月	25	天守台石垣周辺調査
平成 30(2018)年 3 月	26	天守台石垣周辺調査
平成 30(2018)年 6 月	27	平成 30 年度の調査・研究体制 天守台外部石垣発掘調査のまとめと追加調査 小天守台周り石垣の発掘調査
平成 30(2018)年 7 月	28	小天守台周り石垣の発掘調査 天守台石垣の保全と安全対策
平成 30(2018)年 11 月	29	天守台の調査 (小天守台周り石垣の発掘調査、石垣現況調査) 天守台周辺発掘調査 (追加調査)
平成 31(2019)年 3 月	30	現天守閣の解体に伴う石垣への影響 天守台石垣保存方針 石垣等詳細調査の具体的な手順・方法 本丸石垣発掘調査
令和 1(2019)年 5 月	31	名古屋城本丸石垣発掘調査 宝暦の大修理関係資料の検討状況
令和 1(2019)年 8 月	32	天守台石垣の調査と保存方針
令和 1(2019)年 12 月	33	本丸内堀石垣発掘調査 天守台石垣カルテ
令和 2(2020)年 3 月	34	天守台周辺石垣の総合外観調査
令和 2(2020)年 6 月	35	天守閣整備事業にかかる「新たな工程」の案
令和 2(2020)年 7 月	36	本丸内堀発掘調査 大天守台北面石垣レーダー探査
令和 2(2020)年 9 月	37	本丸内堀発掘調査 現天守閣解体申請に対する指摘事項等への対応
令和 2(2020)年 10 月	38	御深井丸等の地下遺構把握のための調査
令和 2(2020)年 12 月	39	本丸内堀発掘調査 天守台ポーリング調査
令和 3(2021)年 2 月	40	天守台ポーリング調査 大天守台北面レーダー探査結果 本丸内堀発掘調査成果 穴蔵石垣の調査成果
令和 3(2021)年 3 月	41	現天守閣解体申請に対する指摘事項への対応 (石垣等遺構への影響・本丸及び天守整備基本構想) 天守台ポーリング調査
令和 3(2021)年 6 月	42	御深井丸側内堀石垣等のレーダー探査
令和 3(2021)年 8 月	44	穴蔵石垣の調査成果 天守台穴蔵石垣の試掘調査

時 期	第 N 回	内 容
令和 3(2021)年 10 月	45	御深井丸側内堀石垣の調査
令和 4(2022)年 2 月	47	小天守西側の調査分析結果
令和 4(2022)年 3 月	48	御深井丸側内堀石垣の保存対策 小天守西側の調査分析結果 天守台石垣の保存方針
令和 4(2022)年 5 月	49	天守台穴蔵石垣背面調査 天守台穴蔵石垣試掘調査成果
令和 4(2022)年 9 月	51	鶉の首 (小天守西) の水堀側石垣根石発掘調査
令和 4(2022)年 11 月	52	不明門北土橋石垣根石発掘調査 天守台穴蔵石垣試掘追加調査等の調査成果
令和 5(2023)年 1 月	53	鶉の首 (小天守西) の水堀側石垣根石発掘調査の調査成果 穴蔵石垣根石発掘調査 (追加調査) 成果
令和 5(2023)年 3 月	55	不明門北土橋石垣根石発掘調査成果 天守台穴蔵石垣背面調査の調査成果
令和 5(2023)年 5 月	56	天守台石垣の保存方針

エ 基礎構造検討に係る調整会議 (非公開)

時 期	第 N 回	内 容
令和 3(2021)年 6 月	1	天守台穴蔵石垣試掘調査
令和 3(2021)年 9 月	2	基礎構造検討の課題の整理 木造天守基礎構造に係る検討スケジュール
令和 3(2021)年 12 月	3	大小天守の穴蔵石垣試掘調査 穴蔵石垣現地視察
令和 5(2023)年 1 月	4	天守台穴蔵石垣試掘調査等の調査成果 名古屋城木造天守の基礎構造の方針 (案)

オ バリアフリー検討会議

時 期	第 N 回	内 容
平成 30(2018)年 4 月	1	特別史跡名古屋城跡のバリアフリー
平成 30(2018)年 12 月	2	名古屋城木造天守閣の昇降に関する付加設備の検討状況
令和 1(2019)年 10 月	3	障害者団体とのワークショップ
令和 4(2022)年 3 月	4	名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募
令和 5(2023)年 2 月	-	選定技術に関する構成員への個別説明
令和 5(2023)年 6 月	5	復元する木造天守のバリアフリー